

第4部 計画の推進に向けて

第4部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進に向けて

1. 地域福祉の推進

地域福祉の推進のためには、自助・公助・共助が相まって、公私が協働をしながら取り組みを進めていく必要があります。

その中で、障がいのある人と障がいのない人がともに協働し、住みなれた地域で安心して生活を営むことのできる地域社会をめざすことが必要です。

障がいのある人やボランティアなどを含めた地域住民の福祉を推進していきます。

2. 情報提供の充実

本計画をはじめ、制度やサービスについての情報提供の充実を図り、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう努めます。

3. 相談支援体制の充実

障がい者福祉施策を推進していくためには、相談支援体制の充実を図る必要があります。

そのため、障がい者やその家族が身近な場所で、情報提供をはじめ、適切なケアマネジメントと相談支援が図られるよう、相談支援体制の充実と強化に努めます。

4. 障がい者福祉施策推進のための人材の確保・育成

障がい者福祉施策の推進のため、一般職員・専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、障がい福祉サービス提供事業者等の人材の確保・育成に努めます。

5. 関係各課・関係機関等との連携

本計画の効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、県及び近隣市町村をはじめ、医療、保健、教育、雇用・就労等の各関係機関の相互協力のもと連携を図りながら、施策を推進します。

6. 計画推進の評価

本計画の施策やサービスの実行性を高め円滑な推進を図るため、「小美玉市地域自立支援協議会」において計画の進捗状況を把握し、点検・評価及び課題事項の検討等を行います。その上で、改善等が必要な場合には、随時、対応していくことが必要となっています。

本市では、PDCAサイクルである、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」を実施し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。